

# 情報ファイル



国民健康保険税  
第1期第2期は  
仮算定による税額です



## 一部負担金の減免 徴収猶予

平成22年度の国保税は、年8回に分けて納めていただきますが、4月時点では前年中の所得額および固定資産税額が確定していないため、国保税を算定することができません。

そこで、国保税が確定する第3期までは、暫定的に平成25年度の年税額（年度途中から加入した世帯の場合は、1年間に換算した額）の8分の1相当額（一期あたり）を税額として納めていただきます。これを仮算定といいます。

仮算定（第一・二期）の納税通知書は、4月中旬に送付する予定です。

もし、平成26年度の国保税が平成25年度の年税額の2分の1に相当する額に満たないと思われる場合は、税額の修正を申し出ることができます。

国民健康保険では、病院などの窓口での自己負担額（一部負担金）が、減免などされる制度を実施しています。

## 問合せ先 福市民窓口グループ

医療

## 子ども医療費受給者証

## 後期高齢者医療保険料 年金天引き開始

市市民窓口グループ  
52-11111 (内線227)  
217)

**対象となる方**　一部負担金の支払い義務を負う世帯主または世帯に属する方が、①～③のいずれかに該当したことにより、資産および能力の活用を図つたにもかかわらず、生活が困難になつた場合において、申請により必要があると認められるときは、一部負担金の減額、免除、徴収猶予を行います。

①震災、風水害、火災そのほかこれに類する災害により死亡したとき。心身障がい者となつたとき、または資産に重大な損害を受けたとき

②干ばつ、冷害などによる農作物の不作などの理由により収入が著しく減少したとき

③事業または業務の休廃止、失業により収入が著しく減少したとき

※ただし、条件により対象とならない場合がありますので、詳しく述べてください。

## 子ども医療費受給者証

**後期高齢者医療保険料  
年金天引き開始**

後期高齢者医療に加入して  
る方は、4月の年金から天引  
(特別徴収)される金額を4  
月分にお知らせします。  
申し出により年金からの天  
引きを口座振替に変更した方は  
保険料の納付が7月から始ま  
ります。

保険料は前年の本人の所得  
もとに計算をしますが、4月  
から8月までの年金からの天引  
では、平成26年2月の年金天  
引きの額または前々年の所得を  
とに仮計算された保険料額を  
めていただきます。

**問合せ先**

■市民窓口グループ  
☎ 52-1111 (内線  
227)

い方は、遅くとも4月中には切り替えの手続きをしてください。

問合せ先  
岡市民窓口グループ

**子ども医療費受給者証**

平成22年1月診療分から、  
ども医療費助成枠を、0歳か  
中学校卒業年（15歳）の3月  
日までに拡大しています。

今年度から小学校へ入学す  
子どもがいる家庭に、入学後  
使用できる子ども医療費受給  
証を3月中旬に送付しました。  
(小学校入学前の子どもは、  
在の子ども医療費受給者証を  
のまま使用してください。年  
拡大後の新しい受給者証は、  
効期限が切れる前に順次送付  
ます。)

まだ受給者証が届いてない  
は、市民窓口グループまで連  
してください。

なお、小学校就学に伴い障  
者医療または母子家庭等医療  
対象に切り替わる子どもにつ  
ては、個別に通知しています  
切り替えの申請が済んでい

**後期高齢者医療保険料  
年金天引き開始**

後期高齢者医療に加入して  
る方は、4月の年金から天引  
(特別徴収)される金額を4  
月分にお知らせします。  
申し出により年金からの天  
引きを口座振替に変更した方は  
保険料の納付が7月から始ま  
ります。

保険料は前年の本人の所得  
もとに計算をしますが、4月  
から8月までの年金からの天引  
では、平成26年2月の年金天  
引きの額または前々年の所得を  
とに仮計算された保険料額を  
めていただきます。

**問合せ先**

■市民窓口グループ  
☎ 52-1111 (内線  
227)